

新型コロナウイルス感染症対策に関する休業・営業時間短縮 協力要請施設一覧

1 区域

鹿児島県全域

2 期間

令和2年4月25日(土)から5月6日(水)まで [計12日間]

3 基本的に休業の協力を要請する施設

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー, ナイトクラブ, ダンスホール, スナック, バー, ダーツバー, パブ, 性風俗店, 個室ビデオ店, ネットカフェ, 漫画喫茶, カラオケボックス, 射的場, ライブハウス, 場外馬(車・舟)券場
大学, 学習塾等	大学, 専修学校・各種学校, 専門学校, 高等専修学校, 自動車教習所, 学習塾, 英会話教室, 音楽教室, 囲碁・将棋教室, 生け花・茶道・書道・絵画教室, そろばん教室, バレエ教室, 体操教室 ※ 但し, 床面積の合計が100㎡以下においては, 適切な感染防止対策を施した上で営業
学校(上記を除く)	幼稚園, 小学校, 中学校, 義務教育学校, 高等学校, 高等専門学校, 中等教育学校, 特別支援学校, 日本語学校, 外国語学校, インターナショナルスクール ※ 但し, 預かり保育等の提供を通じて, 医療従事者やひとり親家庭など, 保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取り組みを継続して実施するよう要請
運動・遊技施設	体育館, 屋内・屋外水泳場, ボウリング場, スケート場, ゴルフ練習場・バッティング練習場の屋内施設, 陸上競技場・野球場・テニス場(各屋外運動施設の観客席部分が対象), 柔剣道場, スポーツクラブ, ホットヨガ・ヨガスタジオ, マージャン店, パチンコ店, ゲームセンター, テーマパーク, 遊園地
劇場等	劇場, 観覧場, プラネタリウム, 映画館, 演芸場
集会・展示施設	集会場, 公会堂, 展示場, 貸会議室, 文化会館, 多目的ホール
博物館・ホテル等	博物館, 美術館, 図書館, ホテル・旅館(集会の用に供する部分に限る), 科学館, 記念館, 水族館, 動物園, 植物園

商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）、ペット美容室、宝石類や金銀の販売店、住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）、古物商（質屋を除く）、金券ショップ、アウトドア用品、スポーツグッズ店、ゴルフショップ、土産物屋、旅行代理店（店舗）、アイドルグッズ専門店、ネイルサロン、つまみエクスステンション、岩盤浴、サウナ、エステサロン、日焼けサロン、脱毛サロン、写真スタジオ、フォトスタジオ、美術品販売、展望室 ※ 但し、床面積の合計が1,000㎡以下において、適切な感染防止対策を施した上で営業
------	--

※ 「大学、学習塾等」「博物館・ホテル等」「商業施設」について、床面積の合計が1,000㎡を超えるものは特措法による協力要請、1,000㎡以下のものは特措法によらない協力依頼である。

4 営業時間短縮を要請する施設

食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等 ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）
--------	---

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

5 基本的に休業・営業時間短縮を要請しない施設

医療施設	病院，診療所，薬局等
社会福祉施設等	保育所，放課後児童クラブ，放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し，保育の提供及び預かりを縮小して実施 高齢者，障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場，食料品売場，百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場，コンビニエンスストア等
住宅，宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く），共同住宅，寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス，タクシー，レンタカー，鉄道，船舶，航空機，物流サービス（宅配等）等
工場等	工場，作業場等
金融機関・官公署等	銀行，証券取引所，証券会社，保険，官公署，事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア，葬儀場，銭湯，質屋，獣医，理美容，クリーニング・ランドリー，ごみ処理関係等

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉，密集，密接）の防止	・店舗利用者の入場制限，行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける）
	・密集する会議の中止（対面による会議を避け，電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染，接触感染の防止	・従業員のマスク着用，手指の消毒，咳エチケット，手洗いの励行
	・来訪者の入店時等における手指の消毒，咳エチケット，手洗いの励行
	・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策（時差出勤，自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等）
	・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用），来訪者数の制限